平成２６年（フ）第２０６１号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目13番８号
債務者　重田　和樹
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１８号
大阪市東淀川区淡路１丁目16番５号
債務者　田上　栄美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７５号
大阪府高槻市奈佐原２丁目14番15―513号
債務者　野崎美知代
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３０７号
大阪府八尾市曙川東３丁目66番地の１　レオパレス蘭105号
債務者　上田　千裕（旧姓近田）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１３号
大阪市此花区伝法３丁目14番２―402号、前住所大阪市此花区高見１丁目５番45―604号
債務者　徳澤二三男
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１５号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―B219号
債務者　山田　昇
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２０号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番125号　406
債務者　小西　勝幸
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０号
新潟県長岡市蓮潟２丁目２番10号　松木ハイム１―103号室
債務者　渡部　千香
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
高知市長浜4528番地11　ハイツ光内206号
債務者　小山　里美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９１号
埼玉県上尾市二ツ宮1089番地１　スカイレジデンス206
債務者　塚田　愛
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
埼玉県朝霞市溝沼４丁目１番51号　榎本荘101
債務者　鶴竹　陽子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
さいたま市南区大谷場２丁目14番22号　ハイツブラザ―205号
債務者　小田嶋　裕
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８１号
埼玉県加須市南町７番23号、旧住所埼玉県加須市南町14番50号
債務者　丸田　克彦
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９７号
埼玉県新座市馬場３丁目６番９号　エクセル壱番館103号室
債務者　加藤　則之
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
さいたま市見沼区堀崎町613番地１　エントピア301
債務者　小林　和哉
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
埼玉県上尾市春日２丁目６番地10　田中荘
債務者　會田　淳一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４６号
埼玉県川口市川口６丁目８番20号　田代マンション201号、旧住所埼玉県川口市西川口５丁目８番18―408号　アリエッタウエスト
債務者　阿部　浩子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係